市報 のいしおか
S52 6月号
—267—
発行：石岡市役所　編集：企画室広報公聴係

市の人口
（6月1日現在）

世帯数		前月比
	12,368世帯	17世帯増
人口		
男	22,394人	30人増
女	23,323人	33人増
計	45,717人	63人増

石岡市民憲章

1. しごとに誇りをもち、栄えるまちをつくります。
1. きまりを守り、住みよいまちをつくります。
1. からだをきたえ、明るいまちをつくります。
1. 教養をたかめ、文化のまちをつくります。
1. たがいに助けあい、楽しいまちをつくります。

昭和五十二年度 第一期公共下水道事業

工事区間
県道石岡・笠間線の中町通り

昭和五十二年度公共下水道事業については、第一期として国府三丁目地内（中町通り）において施工されています。
工事期間中、交通等について市民のみなさまには大変ご迷惑をおかけしますが、趣旨をご理解の上ご協力くださいますようお願い申し上げます。

工事期間
（第一工区・第二工区共）
自昭和五十二年五月二十日
至昭和五十二年七月三十一日

好評だった第一回動く市政教室!!

市では、去る五月十七日、市政に対して、更に認識を深めてもらおうと第一回の動く市政教室を実施しました。
これは、市内にある各公共施設を市民のみなさんに実際に見てもらい、市民生活にどのように関りあい、また、どのように利用されているかを知っていただくために実施したもので、四十名の市民の方々が参加しました。
この日は、ごみ焼却場やし尿処理場など十一ヵ所の施設を見て回りましたが、参加された方々は、初めてご覧になる方が多く、ごみやし尿が完備された施設で完全処理される様子を熱心に見学していました。
特に、全国でも五本の指に数えられるといわれている、最新式のし尿処理場では、最終的に真水のようにきれいになることに、みなさん一様に感心したり驚いたりしていました。
また、青少年自然の村キャンプ場では、参加者のみなさんが薬草とりなどをして、予定時間をオーバーするなど楽しい、有意義な一日をすごしました。

今年度中にあと二、三回実施

市では、今年度中にあと二、三回〝動く市政教室〟を実施する予定です。
実施する際は、市報や回覧などでお知らせしますので、市民のみなさん、ふるってご参加ください。
経費は無料です。

ご覧いただく施設は、次のような所を予定しています。
老人いこいの家
市民プール
市民会館
民俗資料館
青少年自然の村キャンプ場
市営龍神山霊園墓地
柏原運動公園
学校給食センター
し尿処理場
石岡地方斎場
ごみ焼却場
その他

（写真説明）　し尿の化学的な処理について熱心に学習する参加者（柏山浄化プラント）

石岡ロータリークラブ市民憲章碑を寄贈

◆五月号の記事訂正◆

市報五月号に掲載しました市民憲章碑の寄贈者がライオンズクラブとありましたのは、石岡ロータリークラブ（会長高野輝也氏）の誤りでありますので、訂正して深くお詫び申し上げます。

戦没者慰霊碑が完成！

盛大に挙行された除幕式・追悼式

去る、五月八日市役所敷地内において、西南の役から日清・日露の役、そして満洲事変、日華事変、太平洋戦争などにおける戦争犠牲者の方々の霊を慰め永遠の平和を祈念する意味で建立された戦没者慰霊碑の除幕式と昭和五十二年度の追悼式がご遺族の方々をはじめ、多くの来賓の方々の参列のもと、厳粛なうちにも盛大に挙行されました。
この戦没者慰霊碑は、石岡市遺族会が中心となり、石岡市社会福祉協議会、軍恩、傷痍軍人会、桜星会などの後援をはじめ多くの方々のご賛同をえて、市役所敷地内の一隅（敷地面積三一五平方メートル）に総工費一千六十一万五千円を費やして、建立されたものです。

季節の話題

夏至

中国の二十四節気の一つで北半球では太陽が最も北にあって昼が長く、夜が最も短い日であります。東京の標準時によると今年の六月二十一日の日出は午前四時二十五分、日入りは午後七時ちょうどになっています。つまり日中時間は十四時間三十五分。夜はたった九時間二十五分しかないわけです。
日中時間が十四時間三十五分の日は、実は六月二十日から始まって六月二十五日までの六日間あるわけで、夏至の日一日だけが最も長いわけではありません。ところで、どういう順序で夏至になるかを調べてみると、午前四時二十五分に日が出るのは六月五日から始まり二十二日まで続きます。特に十三日、十四日は四時二十四分に日出となりますが、日入り時間は五日が午後六時五十三分だったものが二十日に午後七時になるまで、十五日間に七分間も夕日が沈む方が遅くなって日が伸びます。
ところが、夏至を過ぎた二十三日からは日出の方が二～三日おきに一分ずつ遅くなって日が短くなる一方で、日入りは七月八日まで夏至の日と同じ午後七時の状態が続きます。表現は適切でないかもしれませんが、夏至までは夜の方が短くなってきて、過ぎると日中の方が短くなって行くわけです。毎日変わらぬ太陽のようですが、気がついた時は……
階前の梧葉すでに秋声、まったく一寸の光陰軽んずべからずです。
それにしても、観測機器の全くない古代中国で、どうやって六月二十一日ごろが、一年で最も長いということを知ったのでしょうか。科学的に証明された今、かえって不思議さを感ぜずにはいられません。

発行：毎月1回15日　定価1部5円　昭和44年6月9日第3種郵便物認可

新火葬場完成！

―石岡地方斎場―

石岡市・八郷町・小川町・美野里町・千代田村・玉里村の六市町村共同機構、石岡地方斎場組合（管理者鬼沢賢造石岡市長）により、昨年十一月起工以来総事業費一億七千万円余投じて進められてきた新火葬場建設事業が完成し、石岡地方斎場として六月一日から使用が開始されました。

建設地は、六号国道沿いの東ノ辻二七五〇―五（旧石岡市営火葬場）でこれまでの施設を撤去し、敷地を拡張して今までのイメージを変えた近代的な都市施設として整備されました。施設は、鉄筋コンクリート平家建八〇七平米で火葬棟と斎場棟を渡り廊下で結んであります。火葬棟には、二段三次燃焼方式を採用し、煤煙、臭気の発生しない無公害火葬炉三基と汚物炉一基を設置し一日十二遺体の火葬が可能となっています。また煙突は地上高八・五mの短煙突が三基となっています。さらに、告別ホール、収骨室、遺体安置室が配置されています。斎場棟には冷暖房の完備した待合室、和室（十二帖）四室、待合ロビー（三二人収容）、事務室の他、自宅葬儀の困難な方のために葬祭式場として、祭壇、仏具等を配した一一〇人収容可能の斎場を設置してあります。

〈斎場全景〉

〈斎場〉

〈告別ホール〉

〈和室〉

使用申し込みについて

一、使用する方が石岡市・八郷町・小川町・美野里町・千代田村・玉里村のいずれかに住民登録をしている場合は、まず死亡届を当該市町村の戸籍担当窓口へ提出し、火葬炉、待合室等の使用を申込んで下さい。

二、申込みを受けた戸籍担当課では、希望した日時に火葬炉等が空いているかどうか調べます。

三、使用の日時がはっきりしてから、埋火葬許可証と斎場使用許可証が発行されます。

四、当日、火葬前に斎場事務室窓口に埋火葬許可証と、斎場使用許可証を提出し、所定の使用料金を納付して下さい。以上で手続が終了しますので場内放送のあるまで待合室かロビーでお休み下さい。

業務について

一、斎場の休みの日は、

(一) 毎月「友引の日」

(二) 一月一日、二日

二、斎場の使用時間は、原則として午前九時～午後五時まで。

不明の点について

石岡地方斎場（電話二―六八二八）か市役所企画室内石岡地方斎場組合事務局（電話三―一一一一内線二七三）へお問合わせ下さい。

※石岡地方とは石岡市、八郷町、小川町、美野里町、千代田村、玉里村をいいます。

※待合ロビーの使用は、無料です。

石岡地方斎場使用料一覧表

区分	種別	単位	使用料 石岡地方に住民登録を有する者	使用料 左記以外の者	備考
火葬場	満16才以上	1遺体につき	5,000円	10,000円	
	満16才未満	〃	2,500円	5,000円	
	死産児	〃	1,500円	3,000円	
	産汚物	ダンボール1個につき	1,000円	2,000円	
斎場会館	斎場	1回	5,000円	10,000円	1回の利用時間は3時間とし1時間増すごとに3割増
	待合室（和室）	1室	1,500円	3,000円	1室の利用時間は3時間とし1時間増すごとに500円

保健婦は あなたの健康のコンサルタントです

病気やケガをしたときは、お医者さんの治療をうけることが必要ですが、病気は、日頃の健康に対する心がけ一つでかからずにすむものも少なくありません。

市役所保健予防課では、保健婦を五名配置（保健指導係）して、衛生教育・健康相談・妊婦教室・育児相談・各種検診活動などをとおして、市民のみなさんの健康保持のお手伝いをしているほか、ねたきり老人の方に対するリハビリテーション・家庭看護などの指導、また成人病の予防対策の一環として、成人病教室を開催し、減塩指導の実際として「みそ汁の作り方と試食」・「ドレッシングソースの作り方（生野菜サラダ）」などを行ない、大変好評です。

後列左より　渡辺・荻沼係長・小吹課長
前列左より　小川・藤枝・宇都野

※家庭を訪問して健康保持のアドバイス!!

保健婦のみなさんは、各種の教室・相談・検診などを行なうほか、各家庭を訪問して色々な相談に応じております。

しかし、保健婦さんも五名しかおりませんので、市内の全家庭を一度に訪問するということはできません。

人手不足をカバーするために毎年訪問地区を選んで実施しております。昨年度は、小井戸・関川地区の全戸を訪問し、相談を受けました。今年度は村上・半ノ木・栄松地区を対象として全戸訪問を実施しますので、保健婦さんが、あなたの家庭に訪問しましたら、どんなことでもお気軽にご相談下さい。

なお、お隣りの奥さん方や町内のグループなどで集会を行なう際に血圧測定や健康相談をやってもらいたいなどのご希望があれば、ぜひ、保健婦さんをお気軽にご要請下さい。

◎電　話　(三)一一一一番
内線二二八番です。

ご希望があれば血圧測定や健康相談のほか、フードモデル・スライドなどを利用しての食餌指導も行ないますので、保健婦さんを要請するときに希望をいって下さい。

奥さん！あなたが家庭の防災責任者です

一般家庭の火災は、アイロンの切り忘れ、天ぷら油を火にかけたまま台所を離れるなど、ちょっとした油断や、不注意から多く発生しています。家庭の中で最も多く火を扱う主婦のみなさん、あなたが「家庭の防災責任者」です。日ごろから火に対する、強い自覚と責任を持っていただくことが必要です。

このようなことから、家庭での実際の防災責任者である主婦の方々を対象に家庭防災教育のキャンペーンを社団法人日本損害保険協会が毎年、全国から防災意識の高い主婦五十名を「奥さま防災博士」として選出し、同協会の防災活動モニターや地域における防災のリーダーとして、活躍していただいております。

この「奥さま防災博士」に市内兵崎にお住いの赤塚順子（37）さんが第五期生として、全国の応募者一万百五十五名の中から選ばれた五十名の一人として選ばれましたので、赤塚さんの家庭における防災の日常の実践と、「奥さま防災博士」としての今後の抱負をご紹介します。

市内兵崎三六四八の五
赤塚順子

昨年の夏、「奥さま防災博士」の募集を知り応募しました。

家庭で一番火を扱う主婦という立場から、私なりの日常の防火について書きました。

私の家には五歳の子供から、七十を過ぎた両親を加えて六人家族です。が、もし火災が発生したらと考えただけでもゾッとします。

『家庭内の防災責任者は主婦の私』という意識を常に強く持たざるを得ません。

外出する時は電気のプラグを抜き、ガスの元栓をしめます。特に寝る前は、最後の点検には注意を払っております。私なりの点検法は電気もそうですが、特にガスの元栓には番号をつけておくのです。ガス台が1、炊飯器2、湯沸器3、風呂4、そして二階に上る際、階段のはり紙に目でチェックをするのです。『1・2・3・4・OK』これが毎日の日課の一つなのです。

それに、今年八十六歳になる郷里の祖母からの教えの一つなのですが、昔は〝桶一杯の水〟がどんなにか役に立ったという話のもとに、現在では便利な水道でありますが、台所のボールに水をはっておく習慣を忘れません。

水の量もさることながら、要は〝心がけ〟に通じることなのだと思います。

これから夏に向って、冬のストーブが減っただけでいくらか楽になりましたが、天ぷらの鍋や、やかんをかけてのつけっぱなしなど、火災の元になるものは身近な所にいくらでもあります。予防が一番大切だとは思いますが、もし火災が発生しても初期消火ができれば、大事に至らないこともあります。消火器を備えていても、現実には扱い方を知らなかったり、気が動転してしまい、簡単な動作もできないことがよくあります。「奥さま防災博士」として表彰されましてからは、いろいろな資料も頂いて勉強することが増えましたが、私自身の生活の中でも大変役に立ちましたので、これからは、地域社会の防災の輪を広げる核になって、微力ながらお役に立ちたいと思って居ります。

税の窓

【もどし税】
所得税の特別減税が実施されます

今回、昭和五十一年分所得税の特別減税が行われ、次の金額が戻し税として、還付されることになりました。

還付される金額は、**本人が六千円、控除対象配偶者や扶養親族は一人につき三千円**として計算した金額です。

ただし、納めた昭和五十一年分の所得税額の方が少ないときは、その税額までとなります。

そこで、そのあらましを説明しましょう。

〈還付を受けられる人〉

還付を受けられるのは、昭和五十一年分の所得税を納めた人です。

ただし、利子・配当などの源泉分離課税の所得税については還付されません。

〈還付方法とその手続〉

①サラリーマンの場合

本年六月一日現在において昨年と同じ会社に勤務しているサラリーマンは、およそ六月～七月ごろ、賞与や給与を受取るときに、勤務先から還付されます。（給与支払者の事務等の都合によって、八月以降になる場合もあります。）

しかし、給与以外に所得があったり、二カ所以上から給与をもらっているために確定申告をした人で、勤務先から還付しきれない分があるときは、その分については、次に説明する〝事業所得者などの場合〟と同じ方法で還付されます。

②事業所得者などの場合

事業所得者など確定申告をして納税した人は、六月下旬ごろに税務署から還付が受けられる金額をお知らせします。

その際、同封された還付請求書に、所要の事項を記入して、税務署に返送してください。そうすると、税務署から還付金の支払通知書が送られてきますから、この支払通知書によって郵便局で還付金を受取ることになります。

還付請求書を提出してから、還付金を受取るまでに一～二カ月かかる場合もありますのであらかじめご了承ください。

③その他

給与の税金を源泉徴収で納め、年末調整を受けているが、今年になって五月末までに退職した人や、昨年中途で退職したなどのため、給与の税金を源泉徴収されたままで年末調整を受けていない人などは、税務署へ還付請求をしてください。

この場合、昭和五十一年分の確定申告書を提出していない人は、期限後の確定申告をして、特別減税を受けることになっています。

※くわしいことは、土浦税務署（所得税担当）
電話　〇二九八（二二）一一〇〇番（代表）
へおたずねください。

納税

六月　市県民税
　　国民健康保険税
　　国民年金
七月　固定資産税
　　都市計画税

国保だより
（その5）
～保険給付～

国民健康保険は、事業目的である被保険者の方々の不時の出費による経済負担を少なくするために、次のような仕事をしています。

○医療費の七割を負担します。

被保険者の方が病気や、けがをして保険証を持って、お医者さんにかかったとき、その費用の七割を負担します。

緊急のときや、旅行中での病気など、保険証を持たずにお医者さんにかかったとき、またお医者さんが治療のため必要と認めた治療材料（コルセットなど）を購入したとき、お医者さんの証明書と領収証をつけて、国保に請求があると、保険診療基準による費用額の七割を療養費として支給します。

○高額療養費を支給します。

被保険者が、お医者さんにかかったとき、国保が負担した、残りの三割は被保険者自身が一部負担金として、直接お医者さんに支払うことになります。

〈高額療養費とは〉

同じお医者さんに、同じ月の内に支払った一部負担金が一定額（現行三九、〇〇〇円）をこえたとき、そのこえに分を被保険者に支給する制度です。

三九、〇〇〇円以上の一部負担金を支払ったときは、市役所保険給付係と相談して、申請手続きをして下さい。

○子どもが生れたとき

助産費・育児手当金を支給します。

被保険者が出産したとき助産費（現行四〇、〇〇〇円）を、また、生まれた子どもを育てるとき育児手当金（現行二、〇〇〇円）を支給します。

助産費については、妊娠後八十五日以上を経過した早産・流産・死産も対象となります。

○死亡したとき

葬祭費を支給します。

被保険者が死亡したとき、葬祭費（現行一〇、〇〇〇円）を葬祭を行なう方に支給します。

○妊産婦の医療費を無料にします。

被保険者が妊娠をし、市役所へ妊娠届出書を提出したとき、妊娠届けをした月から出産をした翌月までの妊産婦の医療費は全額国保が負担します。

負担の方法は、三割の一部負担金について、被保険者に一時立て替え払いをしていただき、後で国保がその三割を被保険者に支給することになります。

農業者年金を大巾に引き上げ！

農業者年金の制度ができてから約六年、この間に当市では五百余名の方々が加入しました。

◎農業者年金は、農業経営の若返りと老後の生活安定をはかるためにできた制度です。

◎年金の種類には

一、経営を移譲すると、六十歳から六十四歳までもらえる経営移譲年金。

二、六十五歳から誰もがもらえる農業者老令年金。

三、その他死亡一時金、脱退一時金などがあります。

※　昨年の一月からは、経営移譲年金の支給も始まり、すでに十二月末までに、当市では十名の方々が年金を手にしました。こうした中で、法律の改正によって年金額が大巾に引き上げられ、今年一月から実施されています。

①改善された年金額
単位・円（月額）

保険料納付済期間	経営移譲年金 60歳～64歳 旧	経営移譲年金 60歳～64歳 新	経営移譲年金 65歳～ 旧	経営移譲年金 65歳～ 新	農業者老齢年金 65歳～ 旧	農業者老齢年金 65歳～ 新
5年	17,600	26,000	1,760	2,600	2,200	3,250
10年	23,467	34,666	2,347	3,467	4,400	6,500
15年	29,334	43,333	2,934	4,334	6,600	9,750
20年	35,200	52,000	3,520	5,200	8,800	13,000

②保険料の改定（段階的改正）
単位・円（月額）

年度 / 区分	54年1月以降	53年1月～12月	52年1月～12月
一般被保険者分	三、二九〇	二、八七〇	二、四五〇

③後継者への移譲要件の改正

後継者への移譲の場合、自作地については、これまでは所有権を移転しなければ年金がもらえなかったのですが、使用収益権の設定をしても、年金がもらえるようになりました。

④特定後継者に対する保険料の軽減

特定後継者とは

(イ)　三十五歳未満である。

(ロ)　親も農業者年金に加入している。

(ハ)　一〇〇アール以上、親が経営している。

(ニ)　農業に常時従事している。

以上の(イ)～(ロ)まで全部をそなえている方をいいます。

この特定後継者は、保険料が一般被保険者よりも三割程度安くなりますが、申請等については、本人が申し出ることになっています。

⑤特定後継者保険料

年度 / 区分	54年1月以降	53年1月～12月	52年1月～12月
特定後継者分	二、三五〇円	二、〇五〇円	一、七五〇円

農業者年金基金では、多くの農業者の加入をお待ちしております。

農業者として、農業に従事している方々のうち、次に該当する方々は、早目に年金に加入しましょう。

一、当然加入者

(イ)　大正九年四月二日以降に生まれた方。

(ロ)　五〇アール以上の農地を耕作している経営主。

(ハ)　国民年金加入者。

二、任意加入者

(イ)　昭和十二年四月二日以降に生まれた方。

(ロ)　五〇アール以上の農地を耕作している家の農業後継者の方。

(ハ)　三〇アール以上五〇アール未満の農地を耕作している経営主。

(ニ)　農業生産法人の常時従農者の方。

(ホ)　国民年金加入者。

⊙農業者年金加入についてのくわしいことは、農業委員会もしくは各農協の窓口でおたづねください。

市体育協会だより

体協は、スポーツ・レクリエーション活動を通して、市民のみなさんにとけこみ、健康で明るい生活を営んでもらうことを目標に、その事業を市から委託されて活発な活動を展開しております。

※体協の活動と運営方針

一、体育スポーツへの参加
　各種のスポーツ教室や壮年体力テスト、勤労青少年スポーツテスト等を開催して、市民の健康管理と意識の高揚に努める。

二、指導者の養成
　と指導体制の確立
　地域におけるスポーツ・レクリエーションの普及充実を図るための地域別指導者、種目別指導者の養成と強化を目的とする研修会・講習会を実施し指導体制の確立に努める。

三、社会体育組織の充実
　スポーツ・レクリエーションにおけるサークルやクラブ組織の育成強化を図ると同時に、これらの組織の自主的な運営と組織の結成のための指導・助言に努める。

現在、体協には十七部門の体育・レクリエーション組織が登録されており、それぞれの部門が独自の計画を立て活発な活動を続けています。

これら活躍している各部門を今月号からご紹介します。

市民のみなさんも、ぜひ、体育協会の各部門に加入して、スポーツを楽しみながら体力づくりに時間をさいてみませんか。

野球部

部長　島田　実
○事務局　丸千百貨店
　電話（二）二二一三番
○登録チーム　四十チーム
○登録料
　一チーム　年五千円
○主な行事
　（昭和五十一年度）
(イ)　少年野球教室
　市内小学生百五十名参加
(ロ)　石岡地方中学校野球大会
　二十校が参加
(ハ)　審判実技その他研修会
(ニ)　社会人野球大会
(ホ)　茨城県市町村
　対抗野球大会
　（市代表石岡スターズ）

庭球部

部長　広原　昭
○事務局　広原菓子店
　電話（二）二六五七番
○会員　六十名
○会費　年三千円
○主な行事
　（昭和五十一年度）
(イ)　市民庭球大会
　年三回（春・夏・秋）
(ロ)　市内中学校テニス教室
　七十名が参加
(ハ)　石岡地方中学校庭球大会
　個人戦
　団体戦　四百名が参加
(ニ)　県民総合体育大会
(ホ)　練習会
　毎週日曜日、柏原コート
　（初心者歓迎）

市民カレンダー

（6月15日～7月14日）

6月

日	曜日	行事・相談など	予防接種・検診など
15	水	老人健康相談（憩いの家）午前9時～午後3時 市史編さん班別研究日（市役所）午前9時30分～	
16	木		
17	金	困りごと相談・交通事故相談 （市民会館）午前10時～午後3時	
18	土	市史編さん研究日―古文書等―（市役所）午前9時30分～	
⑲	日	体力つくりみんなで走ろうサイクリング （集合市民会館前、午前8時30分）（雨天の場合6月26日になります）	
20	月	妊婦教室（市役所）午後1時～3時 モシモシ赤ちゃん相談	
21	火		
22	水	義肢・車いす・装具等交付修理（土浦市社会福祉センター）午前9時～12時 市史編さん班別研究日（市役所）午前9時30分～	
23	木		
24	金		
25	土	手話講習会（市民会館）午後2時～4時 市民生活講座―陶芸―（市民会館）午後1時～4時	
㉖	日	点字講習会（市民会館）午前10時～12時 市民バレーボール教室（東小）午前9時～午後3時	
27	月	妊婦教室（市役所）午後1時～3時 モシモシ赤ちゃん相談	
28	火		
29	水	市史編さん班別研究日（市役所）午前9時30分～	
30	木	市民生活講座―幼児教育―（市役所）午後1時～4時	

7月

1	金	困りごと相談（市民会館）午前10時～午後3時	
2	土		
③	日	市史編さん編集会議（市役所）午前9時30分～	
4	月	妊婦教室（市役所）午後1時～3時 モシモシ赤ちゃん相談	
5	火	市長相談日（市役所）午後1時～3時	
6	水	3歳児健診　（市民会館）受付午後1時30分～2時30分 該当者：S49年6月1日～6月30日までに生れた方	
7	木		
8	金	夏の健康教室（市民プール）午前10時30分～午後1時	
9	土	手話講習会（市民会館）午後2時～4時 市民プール一般開放	
⑩	日		
11	月	妊婦教室（市役所）午後1時～3時 モシモシ赤ちゃん相談	
12	火		
13	水	3ヵ月児健診　（市民会館）受付午後1時30分～2時30分 該当者：S52年3月1日～3月31日までに生れた方	
14	木		

日本脳炎予防接種（2回目）

対象者　3歳～15歳まで
（小中学生は各学校で実施します。）
費　用　1人 100円
6／14　関川公民館
　　三村公民館
6／15　市民会館
6／16　市民会館
6／17　高浜公民館
6／21　東地区会館
6／28　市民会館
　　（もれ者）
※各会場とも受付が午後1時30分～2時30分までとなっておりますのでお早目に最寄りの会場へお出かけください。

一般住民結核・循環器健康診断

対象者　本市に住所を有する満15歳以上の男女で学校や勤務先で受診する人をのぞく。
◎ただし、循環器検診は満40歳～64歳まで。受診料は無料です。

月日	午前	午後
6／20	井関代田公民館	関川公民館
6／21	羽成子公民館	営農研修センター
6／22	三村公民館	三村公民館
6／23	高浜小学校	田園都市センター
6／24	東地区会館	東地区会館
6／27	東幼稚園	小井戸公民館

※受診票などくわしいことは各世帯主あてに通知書をお配りしてあります。

ツベルクリン反応検査 BCG予防接種

対象者　満2歳～3歳までの方と4歳までの方でまだ一度も接種してない方。
費用は無料　受付、いづれも午後1時30分～2時30分まで
7／5　ツベルクリン反応検査　関川公民館
7／6　ツベルクリン反応検査　三村公民会
7／7　BCG予防接種　関川公民館
7／8　BCG予防接種　三村公民館
7／12　ツベルクリン反応検査　東地区会館
7／13　ツベルクリン反応検査　高浜公民館
7／14　BCG予防接種　東地区会館
7／15　BCG予防接種　高浜公民館
7／19　ツベルクリン反応検査　市民会館
7／20　ツベルクリン反応検査　市民会館
7／21　BCG予防接種　市民会館
7／22　BCG予防接種　市民会館
7／26　ツベルクリン反応検査　市民会館（もれ者）
7／28　BCG予防接種　市民会館（もれ者）

まちの話題 〃原稿募集〃

あなたの住んでいる町内で、または、学校や職場でスポーツクラブ・文化サークルなどで、今、話題になっていること、PRをしたいことなどはありませんか。市報いしおかに「まちの話題」として掲載します。

また、あなたの家でホットな話題がありましたら、ぜひ、ご連絡ください。

いつでも取材にまいります。

このコーナーは、あなたが主役です。どんな小さな話題でも結構ですから、ぜひ、原稿もしくはご連絡をお寄せください。

原稿は
石岡市大字石岡三一六五の二
市役所広報公聴係へ
取材をしてもらいたい場合は
電話（三）一一一一番
内線三五一番へ
ご連絡ください。
担当者がすぐに
お伺いします。

市営住宅 入居申し込みのお知らせ

六月一日現在で次の市営住宅に空家ができましたので、入居希望の方は申し込みください。

◎住宅の場所

第一種住宅
空家三戸（市内正上内台）
空家一戸（市内姥橋）
第二種住宅
空家六戸（市内姥橋）

◎入居の資格

(一) 市内に住所または勤務場所を有する者であること。
(二) 現に同居し、または同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む）があること。
(三) 収入基準割に該当する者。

くわしいことについては、市役所建設部住宅係へお問合せください。

電話（三）一一一一番
内線 二九五番

電報電話局よりお知らせ

お祝い電報は10日前から受け付け!!

大安日や休日は混み合いますので、**配達日指定**でお早目にお申し込みください。

配達日の三日以前にお打ちになりますと、百五十円割引きになります。

※電話での申し込みは
一一五番へどうぞ……
（水戸受付通信課へ直通）

おくやみ

四月届出

元真地	高橋政文	78
若松	信田トメ	78
〃	大塚季子	53
国分	金子はる	88
国府	幕内春江	58
〃	宮松優子	73
〃	長峰はま	84
〃	高野良之助	77
〃	菊田いし	72
〃	久こう	62
山王台	椎名もん	74
ばらき	古川イシ	83
谷向	大枝金次郎	88
染谷	田崎寅一郎	74
〃	槌田幸男	3
高浜	小松崎康三	60
〃	石田そめ	80
東田中	佐藤紀一	36
東大橋	土谷久次	51

休日緊急診療当番医日割り表

※受付時間　午前9時～午後3時30分

（注意）
- 医師の都合で医療機関を変更することがあります。
- 診療時間は午前9時～午後4時までです。
- 緊急を要する患者さんのみの診療です。

●六月

月日 曜	診療科目	医療機関	所在地	電話
6月19日(日)	外科 産婦人科 内科 (小児科)	根崎病院	国府町	(3)六六一一
		松葉病院	青木町	(3)二一五七
		休日緊急診療所	香丸町	(3)〇五六五
6月26日(日)	外科 産婦人科 内科 (小児科)	山王台病院	小川道	(2)三一二〇
		親見病院	国府町	(2)三五一五
		休日緊急診療所	香丸町	(3)〇五六五

●七月

月日 曜	診療科目	医療機関	所在地	電話
7月3日(日)	外科 産婦人科 内科 (小児科)	滝田整形病院	青木町	(3)二〇七一
		飯田医院	国府町	(2)二二八八
		休日緊急診療所	香丸町	(3)〇五六五
7月10日(日)	外科 産婦人科 内科 (小児科)	青木医院	国府町	(3)〇二二一
		松葉病院	青木町	(3)二一五七
		休日緊急診療所	香丸町	(3)〇五六五
7月17日(日)	外科 産婦人科 内科 (小児科)	佐久間医院	香丸町	(2)二四一五
		川並病院	土橋町	(2)二三〇一
		休日緊急診療所	香丸町	(3)〇五六五
7月24日(日)	外科 産婦人科 内科 (小児科)	府中病院	国分町	(2)二一四六
		親見医院	国府町	(2)三五一五
		休日緊急診療所	香丸町	(3)〇五六五
7月31日(日)	外科 産婦人科 内科 (小児科)	田中病院	鬼の子	(3)二二八八
		松葉病院	青木町	(3)二一五七
		休日緊急診療所	香丸町	(3)〇五六五

献体の輪をひろげよう

筑波大学に医学専門学群ができ丸三年がたちました。

すでにご承知かと思いますが医学教育にとって解部学実習は必要不可欠のものであります。人体の構造を正しく理解する、この実習を通して、医師の〃たまご〃達は将来に対する自信と心構えを徐々に持ち始めるのです。そして、この医師の〃たまご〃達のために、また、より良い医師を育てるために、死後自らの遺体を大学に寄贈することを献体といい、この運動を進めている篤志家の集りを「白菊会」といいます。この団体は、家族の同意を得て、自らの遺体を寄贈することを予約登録する制度になっています。

日ごろお世話になっている、医学の恩恵に報いるために、また、立派な医師を育てるため、献体運動の輪をひろげようではありませんか。

白菊会について、くわしくお知りになりたい方は左記までご連絡ください。

茨城県新治郡桜村
筑波大学専門学群気付
白菊会　筑波大学支部
電話〇二九八（五三）
三二三〇番・三〇一二番